

令和6年度職員採用試験 試験案内

対象区分： 職務経験者
[30歳以上]

令和6年4月17日
社会福祉法人
名古屋市社会福祉協議会

第1次試験日 令和6年6月15日(土)

申込期間 令和6年5月20日(月)から6月7日(金)まで (消印有効)

～社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会では、このような人材を求めています～

- ・本会の使命である「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現」のため、地域の方々と一緒になって働きたい、成長したいと考える人材
- ・広い視野から社会課題について主体的に考え、何事にもひたむきな姿勢で臨み、失敗を恐れずチャレンジすることができる人材

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会職員採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数

試験区分	採用予定人数	勤務場所等
事務 (総合職)	若干名	名古屋市社会福祉協議会、区社会福祉協議会、いきいき支援センター(地域包括支援センター)、障害者・高齢者権利擁護センター、成年後見あんしんセンター、法人後見センター、高齢者/障害者虐待相談センター、障害者差別相談センター、障害者雇用支援センター、社会福祉研修センター、高年大学鯉城学園、とだがわこどもランド、児童館、福祉会館、仕事・暮らし自立サポートセンター、住まいサポートなごや、シルバー人材センターなどにおいてそれぞれの業務に従事します。
【参考】 過去3年間の新規採用・任用実績 ・令和6年4月：29名 ・令和5年4月：22名 ・令和4年4月：18名 ※全ての採用試験区分及び任用の実績を含む		

2 受験資格

次の(1)から(3)のすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢

昭和40年(1965年)4月2日から平成6年(1994年)4月1日までに生まれた方

(2) 職務経験

平成26年4月1日から令和6年3月31日までの10年間で職務経験(※)が通算5年以上ある方。ただし、1つ以上の勤務先で3年以上継続して就業していた期間が必要。

※職務経験とは、会社員、公務員、団体職員、自営業者、パートタイマー等で、一つの勤務先で週あたり35時間以上の勤務を1年以上継続していた期間をいいます。育児・介護休業、私傷病による休職等で勤務を行わなかった期間は通算せず(※産前産後休暇は通算)、同一期間内で重複した就業がある場合は一方のみを通算します。期間の計算にあたっては最終頁【職務経験期間の計算について】を参照してください。

(3) 下記のいずれにも該当しない方

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 本会職員である者（ただし、パート職員、臨時職員及びパート・臨時相当職を除く）

3 第1次試験

(1) 日 時 令和6年6月15日（土） 午前9時10分集合

(2) 試験会場 ①名古屋市北区清水四丁目17-1
名古屋市総合社会福祉会館 会議室（北区総合庁舎7階）
②名古屋市昭和区阿由知通3-19
名古屋市社会福祉協議会 社会福祉研修センター（昭和区役所7階）

(3) 試験の種類・時間・内容等

試験の種類	形式	試験時間	試験の内容
小論文試験	記述式	9:30~10:30	一定の課題に対する論理的思考力、文章表現力等をみる試験
教養試験	択一式 記入式 (一部)	11:00~12:30	一般的な知識及び知能をみる試験【全60問】 (60問のうち10問を「法律」「政治経済」「社会福祉」のいずれかから科目を1つ選択) ※選択科目は試験当日に選択します。 ※記入式とは穴埋め方式の出題に対する答えを解答用紙に直接記入することを指します。

試験問題は大学卒業向け程度の難易度です。教養試験において一定の合格基準に達しない方は、小論文試験の採点を行わず不合格となる場合があります。

※試験会場内における携帯電話等の通信機器の操作や、一切の情報の送受信等を禁止します。試験会場に入室する前に、通信機器の電源を切り、必ずかばんの中にしまってください。また、携帯機器等による録画・録音等の行為を固く禁じます。その他不正行為等を含め、以上の内容について違反が確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。

4 第1次試験合格者の発表

令和6年7月4日（木）以降、7月8日（月）までに合格者に文書で通知します。（不合格者には通知しません。）

また、名古屋市社会福祉協議会ホームページにて合格者の受験番号を掲示します。

なお、第1次試験合格者には7月下旬～8月中旬に開催する「業務説明会（懇談会）」の参加を案内します。詳細は第1次試験合格発表時に合格者に文書で通知します。

5 第2次試験

試験の種類	試験の内容	日程（予定）
口述試験 〔個別面接・プレゼンテーション〕	・過去の職務で培われた経験や能力について、本会職員としてそれらを業務にどう活かしていくかの発表 ・発表の内容を踏まえた質疑応答など個別面接	次のいずれか1日 令和6年9月5日（木） 9月6日（金） 9月7日（土）

※試験日程等の詳細については、第1次試験合格者発表時に合格者に文書で通知します。

6 第2次試験合格者の発表

令和6年9月11日（水）以降、9月17日（火）までに合格者に文書で通知します。（不合格者には通知しません。）

また、名古屋市社会福祉協議会ホームページにて合格者の受験番号を掲示します。

7 第3次試験

試験の種類	試験の内容	日程（予定）
個別面接	主として人物について個別面接による試験	次のいずれか1日 令和6年10月3日（木） 10月4日（金） 10月5日（土）

※試験日程等の詳細については、第2次試験合格者発表時に合格者に文書で通知します。

8 第3次試験合格者の発表から採用まで

- （1）第3次試験の結果は令和6年10月中旬以降に合否にかかわらず文書で通知します。
また、名古屋市社会福祉協議会ホームページにて合格者の受験番号を掲示します。
- （2）第3次試験合格者には健康診断を受けていただきます。
- （3）令和6年10月下旬以降に採用内定通知を送付し、関係書類を提出していただきます。
なお、関係書類として職歴等証明書や確定申告書（自営業の場合）等を提出いただき職務経歴期間の確認を行います。試験申込書に記載の職歴等を確認できなかった場合は受験資格がなかったものとして合格を取り消すことがあります。
（職歴等証明書には、就業先の会社名、代表者名、社印（代表者印）、就業期間、週あたり勤務時間、職務内容等を記載いただきます。）
- （4）受験資格がないことや試験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- （5）傷病等により職務に支障があると認められる場合等には、採用されないことがあります。
- （6）採用は、原則として令和7年4月1日以降となりますが、状況により早期採用になる場合があります。

9 試験結果の開示

試験成績については、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	配点 得点 順位	・各試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が土・日・祝日・振替休日にあたる場合は、次の平日まで。） ・8時45分から17時30分まで（土・日・祝日・振替休日を除く）	事前に名古屋市社会福祉協議会総務部に電話にて連絡し開示日時の調整を行った上で、受験者本人が①運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書（写真のあるもの）及び②受験票を提示して請求してください。
第2次試験 不合格者	配点 得点 （第2次試験のみ） 総合得点 順位		
第3次試験 不合格者	配点 得点 （第3次試験のみ） 総合得点 順位		

- (注)・請求できるのは受験者本人が直接来所した場合のみです。(代理による請求はできません)
 また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
- ・必要提示書類(身分証明書及び受験票)がない場合は開示できません。
 - ・開示請求の対象となるのは、全内容を受験した方です。

10 給与(初任給の例)

(令和6年4月1日現在)

試験区分	(参考) 大学卒 採用時22歳	大学卒 採用時32歳 職務経験10年	大学卒 採用時40歳 職務経験18年
事務(総合職)	215,970円	280,945円	309,350円

- ・上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
- ・初任給には経歴に応じた加算がなされる場合があります。
 例示にあたっては、22歳で大学を卒業した後、正社員としての継続した職務経験(本会での職務と直接関係があると認められる職務)を有する場合の加算をしています。職務経験内容等により上記の初任給例と異なる場合があります。
- ・上記の他、通勤手当等の諸手当をそれぞれの支給要件に応じて支給します。
- ・採用されるまでに変更する場合があります。

11 受験手続

(1) 試験申込書、職員採用試験案内の配布

名古屋市総合社会福祉会館5階の名古屋市社会福祉協議会事務室等にて配布します。
 また、名古屋市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

(2) 申込方法

提出書類等

①試験申込書(1) ※A4サイズ両面印刷の上、写真1枚を貼付 指定の試験申込書用紙以外は使用できません。また、身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる方は、名古屋市社会福祉協議会総務部まで事前相談のうえ、試験申込書(1)裏面へ記載してください。
②試験申込書(2) ※A4サイズ両面印刷 指定の記入欄の中に簡潔かつ具体的に記載してください。
③受験票の返信用封筒(長形3号・120mm×235mm程度) 受験票返送先の住所・氏名を記入し、84円切手を貼付すること

申込方法: 郵送に限ります。封筒の表に「受験申込」と朱書してください。

申込期間: 令和6年5月20日(月)から6月7日(金)の消印有効。

申込を受け付けた方には、受験票を順次返送します。6月13日(木)までに受験票が届かない場合は、名古屋市社会福祉協議会総務部へお問い合わせください。

12 注意事項

- (1) 提出書類(11(2)の①及び②)の記入不備、返信用封筒(11(2)の③)の同封もれなど不備がある場合は受理できません。期限に余裕をもってお申し込みください。
- (2) 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。
- (3) 第2次試験対象者については第1次試験の結果、第3次試験対象者については第1次及び第2次試験の結果、最終の合格については第1次から第3次試験までの結果を総合的に判断し決定します。
- (4) 受験しなかった試験の種類があった場合は、すべての試験を採点しません。

- (5) 電話等による合否に関する問い合わせには応じられません。
- (6) **第1次試験会場は必ず各自の受験票で確認してください。**
- (7) 同じ試験区分の採用試験においては、1つの対象区分のみ受験申込が可能です。

1.3 その他

- (1) 本会及び本会採用試験の情報等については、下記にてご確認ください。
 - ①**本会ホームページ** (<https://www.nagoya-shakyo.jp/>)
- (2) 昨年度の教養試験の問題（抜粋）、過去3年分の小論文試験の問題を（1）①本会ホームページに掲載しています。
- (3) 受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
- (4) 気象状況や新型コロナウイルス感染症等により安全な試験実施が危ぶまれる場合は、試験前日までに（1）①本会ホームページに対応を掲載しますので、確認してください。

【申込先・問合せ先】

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 総務部（担当／長嶋、石川）
TEL (052) 911-3192
FAX (052) 913-8553

【職務経験期間の計算について】

○期間の計算方法

- ・勤務を開始した日が月途中の場合又は勤務を終了した日が月途中の場合においてもその月は1か月の勤務期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの勤務先での勤務が1年以上継続している場合に限る）

【例】平成29年10月15日～令和6年3月15日の職務経験 = 6年6月

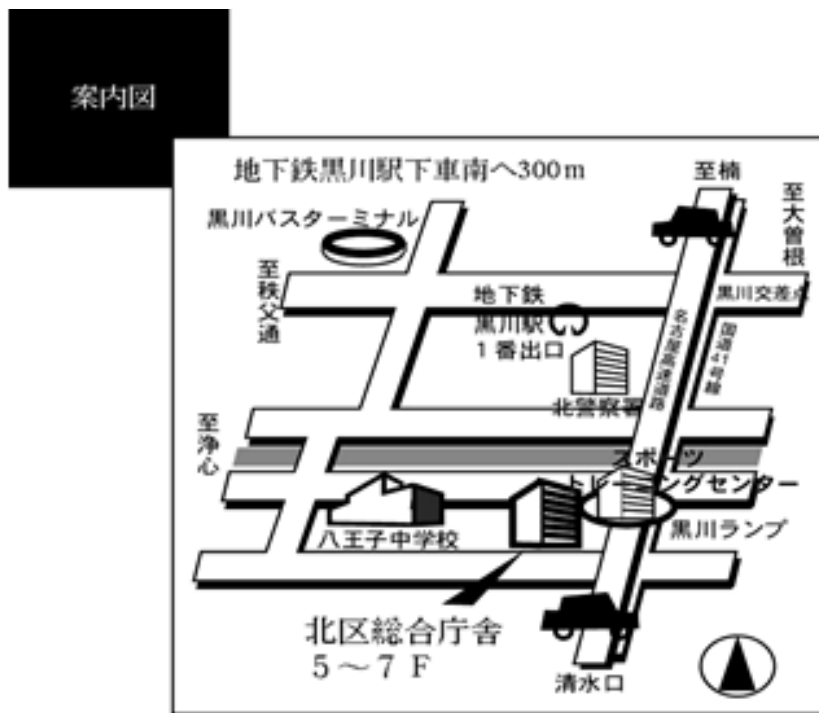
- ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用して週あたり35時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間が週あたり35時間以上であることが必要です。

○その他

- ・平成26年3月31日以前の職務経験期間を通算して1年以上継続した職務経験であっても、平成26年4月1日以降の職務経験期間が1年以上継続していなければ通算できません。
- ・週あたりの勤務日数が5日でなくても、一つの勤務先で週あたり35時間以上の勤務を1年以上継続していれば通算することができます。
- ・職務経験期間中の役職等は問いません。

【第1次試験会場案内】

- ①名古屋市総合社会福祉会館 会議室
名古屋市北区清水四丁目17-1 北区総合庁舎7階



※ 市営地下鉄名城線「黒川駅」下車①番出口より7分

- ②名古屋市社会福祉協議会 社会福祉研修センター
名古屋市昭和区阿由知通3-19 昭和区役所7階



- ※ 市営地下鉄鶴舞線・桜通線「御器所駅」下車⑧番出口よりすぐ
- ※ 試験当日は区役所正面（西側）玄関及び地下鉄連絡口は閉鎖していますので、昭和区役所裏口（東側）から入り、受付で氏名を記入して入庁してください。